

町税の内訳

税目	金額	徴収率	構成比
個人町民税	111,426 ^{千円}	96.5%	35.9%
法人町民税	36,458	99.8	11.8
固定資産税	135,969	96.2	43.8
軽自動車税	2,988	99.5	1.0
町たばこ税	23,335	100.0	7.5
合計	310,176	97.0	100.0

町民1人当り、一世帯当りに使われた費用

区分	1人当り	1世帯当り
土木費	298,846 ^円	667,798 ^円
公債費	264,855	591,842
総務費	251,906	562,905
農林水産業費	219,175	489,765
教育費	135,388	302,536
衛生費	131,239	293,264
民生費	113,709	254,093
消防費	46,944	104,901
その他	72,915	162,936
合計	1,534,977	3,430,040

人口 2,971人 世帯 1,249戸

町の「貯金」

区分	金額	対前年比
一般会計	2,728,930 ^{千円}	7.4%
財政調整基金	547,330	13.5
減債基金	579,070	25.3
国鉄羽幌線代替輸送確保基金	94,810	▲2.9
ふるさと創生基金	433,610	▲8.3
社会福祉施設等建設基金	753,710	0.1
土地開発基金	109,405	0.0
地域福祉基金	101,050	0.0
奨学資金貸付基金	26,003	0.0
心象記念文化振興基金	15,480	1.6
公共用施設整備基金	47,422	皆増
その他	21,040	0.0
国民健康保険特別会計	56,400	0.2
介護保険特別会計	0	0.0
簡易水道事業特別会計	81,082	▲2.3
合計	2,866,412	7.0

一般会計・債務負担行為の状況

区分	平成16年度以降支出総額	割合	対前年比
物件の購入	213,558 ^{千円}	21.7%	▲10.8%
土地	0	0.0	0.0
建物	213,558	21.7	▲10.8
その他のもの	769,690	78.3	▲30.3
土地基盤整備	0	0.0	0.0
利子補給	43,364	4.4	▲16.9
その他	726,326	73.9	▲31.0
合計	983,248	100.0	▲26.9

町民1人当り、1世帯当りの町税負担

税目	1人当り	1世帯当り
個人町民税	39,923 ^円	89,212 ^円
法人町民税	13,063	29,190
固定資産税	48,717	108,862
軽自動車税	1,070	2,392
町たばこ税	8,361	18,683
合計	111,134	248,339

人口 2,791人 世帯 1,249戸

性質別経費

区分	金額	割合	対前年比
消費的経費	2,297,570 ^{千円}	53.6%	▲0.7%
人件費	738,646	17.2	▲1.6
物件費	574,920	13.4	▲5.1
維持補修費	116,103	2.7	▲5.3
扶助費	52,744	1.2	15.0
補助費等	815,157	19.0	3.3
投資的経費	747,601	17.5	▲61.8
その他	1,238,949	28.9	14.0
公債費	739,210	17.3	21.5
積立金	242,080	5.7	29.0
投資及び支出金・貸付金	35,111	0.8	74.6
繰出金	222,548	5.2	▲17.8
その他	0	0.0	0.0
合計	4,284,120	100.0	▲20.0

町の「借金」

区分	金額	対前年比
一般会計	5,348,870 ^{千円}	1.1%
一般公共事業債	433,616	▲12.9
一般単独事業債	975,467	▲2.1
公営住宅建設事業債	827,726	9.2
義務教育施設整備事業債	198,002	▲13.1
災害復旧事業債	59,941	▲12.4
厚生福祉施設整備事業債	0	0.0
辺地対策事業債	231,115	▲9.5
過疎対策事業債	1,120,133	▲11.2
公有林整備事業債	112,205	▲3.0
草地開発事業債	307,476	▲6.7
簡易水道事業債	151,990	▲2.4
財源対策債等	931,199	49.1
介護保険特別会計	9,688	▲11.1
簡易水道事業特別会計	0	0.0
下水道事業特別会計	870,179	▲2.9
町立病院事業会計	36,675	▲26.2
合計	6,265,412	0.3

「債務負担行為」とは

従来「予算外債務負担」と呼ばれていたもので、将来的に支払わなければならない義務的経費です。①金銭給付を目的とするもの、②物件の給付、③役務の提供等に大別され、最終的にいずれかの年度の歳出予算に計上されるものであり、議会の議決を得なければならないとされています。